

令和 3 年 1 月

第 8 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 中田 晋一

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和 3 年 3 月 1 日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	農業委員会事務局 主任

第 8 回 川 口 市 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

1 川口市農業委員会告示第 10 号

下記について付議するため、1 月 27 日（水）午前 10 時 00 分、市役所第一本庁舎 5 階 503・504 中会議室に、第 8 回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 2 号議案	租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による適格者の認定について
第 3 号議案	農地法第 3 条第 2 項第 5 号における下限面積「別段の面積」について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	1 番 中田 晋一	3 番 茅野 和廣
5 番 中村 浩幸	7 番 早船 輝明	8 番 加藤 吉江	9 番 小櫃 敏文
10 番 中山 正二			

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、2 番 山崎 豊委員、4 番 伊藤 勝博委員、6 番 高山 豊江委員を自宅待機とした。

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 渡辺 裕 農地係長 嶋田 健一 書記 村田 智史

6 開会

午前 10 時 00 分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、1 番 中田 晋一委員を指名した。

8 農地法第 4・5 条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項 1 から 4 の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項 1 から 4 について「資料 1」

により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

1) 議長は、第1号議案No.1及びNo.2を一括上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.1とNo.2は関連がありますので、まとめてご説明いたします。

No.1は西新井宿の男性から、西新井宿の男性への所有権移転で、No.2はNo.1の譲受人である西新井宿の男性から、その同一経営体に属する西新井宿の男性への所有権移転ということで申請がありました。

No.1の申請地は、新井宿インターチェンジから北西に800mほどの所に位置する市街化調整区域の農地、1筆、264㎡で、No.2の申請地は、新井宿インターチェンジから北西に300mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地、3筆、計517㎡でございます。

このたび、No.1及びNo.2の譲受人が属する経営体が、農業経営拡大のため、No.1において新たに農地を取得し、また、これに併せ、農地管理の効率化を図るため、No.2の申請地を同じ経営体で隣接地に住む譲受人が取得する旨の申請が提出されたものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在所有している農地は全て耕作されており、申請地ではマツ、マキ、ウメ等の植木、ネギ等の野菜を栽培するということであり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから該当しません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、該当しません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、該当しません。

権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、現在、No.1の譲受人、弟の妻、その子であるNo.2の譲受人の3人で、延べ年間500日従事し、申請地以外の農地では、植木、露地野菜を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので該当しません。

権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が30アールに達しているかについては、申請人の世帯では新たに取得する申請地を含めて3,432㎡を耕作することになるため、30アールに達しないとは認められないので該当しません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、借入人等は存在しませんでしたので、該当しません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、支障はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われまます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「事務局で説明ありましたように、今後も農作業に常時従事するということで、全く問題ないと思います。ご審議の程、よろしくご説明いたします。」

5) 議長は第1号議案No.1及びNo.2について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

(3) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は、第2号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件の申請人は専業農家を営んでおり、シャクヤクやナス等の野菜を栽培しております。申請人の自宅は、新郷南小学校から南東に700mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した1筆、872㎡でございます。

申請人は、25歳の頃から7年以上農作業に従事しており、現在の年間従事日数は300日であり、母の300日と併せて世帯で600日でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員とともに現地を確認いたしました。被相続人とは30年来、一緒に農業を営んでまいりました。申請人がその後を継いでいく意思が確認できましたので、適格者として相応しいと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定した。

(4) 第3号議案 農地法第3条第2項第5号における下限面積「別段の面積」について

1) 議長は、第3号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「農地法第3条第2項第5号における下限面積、別段の面積についてご説明申し上げます。農地法の規定による農地取得に係る下限面積である50アールを、別段の面積として30アールに引き下げて設定することを、平成30年8月の第16回農業委員会会議において、慎重な調査・検討、審議を重ね決定し、同年12月1日より施行しております。

別段の面積の設定に際しては、農地法施行規則第17条第1項に基づき、別段の面積は、所有農地の面積が少ない順に農家数を数え、100分の40にあたる農家の所有面積よりも広い面積とする必要がございますが、その面積が20アール未満、100分の40のかたが20アール未満の範囲内であること、また、市内の農家が所有する市内耕作地面積の平均値が概ね30アールであることなどを踏まえ、決定いただいております。

変更の要否については、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、別段の面積の設定または修正の必要性については、毎年、農業委員会が審議することとされておりますので、今回、議案とさせていただきます。

現在、本市の農地の状況といたしましては、議案の資料のとおり、令和2年度農地基本台帳整備に係る調査結果におきましても、設定時と状況は大きく変わっていない状況でございます。このことを踏まえまして、別段の面積の変更を必要とする事情がございましたら、変更の要否について、ご審議の程お願い申し上げます。」

3) 審議内容は以下のとおりである。

議長 「別段の面積は、毎年議題として取り上げて、変更する必要があるかを委員に審議していただくということですね。」

事務局 「そのとおりでございます。」

議長 「この件につきまして、何かご質問ご意見ございますでしょうか。」

茅野委員 「本件の下限面積、別段の面積について、修正すべきであるという観点から意見を申し述べさせていただきます。若干説明に時間を頂戴いたしたいと思います。ご案内のとおり、川口市では下限面積、別段の面積を新たに設定以降、2年1カ月を経過いたしました。今、事務局長からも説明があったとおり、設定にあたっては、前期農業委員会会議において慎重審議、活発な議論がなされたものと推察をいたします。そもそも下限面積、別段の面積の設定は、農家の高齢化、担い手不足や遊休農地化の深刻のため、新規就農、参入を促す狙いがあり、農地の有効利用等を図る観点から、この制度は生まれたものと考えます。

結論から申し上げますと、私は、現行の下限面積、別段の面積をさらに引き下げることを望んでおります。引き下げによって、意欲ある新規就農者等を受け入れやすくし、農地の効率的利用の促進に結びつけるため、一定の成果が期待できるのではないかと考えております。

ただし、経営面積があまり小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続し得ないことは懸念、想定できるところであります。下限面積、別段の面積は小さくなればなるほど、農業経営が成り立たなくなる、成り立つのか、疑問視する側面も考えられます。例

えば、野菜生産農家の場合では、作物の種類によって異なるものの、肥料代、機械代等々、出荷する箱代等の経費を考え合わせますと、厳しい経営環境になることは、想像に難くありません。ましてや広い耕地を必要とする植木、花木、果樹等の生産農家ではなおさらのことと思います。農業は決して甘いものではないことは承知をしております。しかしながら、こうしたことは、現行の 30 アール以上の耕作であっても、同様の状況ではないかと思えます。新たな環境で、厳しい環境で、どのように農業経営基盤を作るかは、農業者自身に委ねなければならないわけではありますが、行政は、意欲的に農業を志すかたなどに対して、思い切って門戸を開くべきだと考えております。成功を信じ、チャンスを提供し、可能性にかけるべきだと思います。新規就農者をはじめ意欲ある農業者は、農業に魅力を感じているからこそ、今日の厳しい農業経営環境にありながらも、新規就農、参入するわけであります。彼らは失敗を恐れることなく、フロンティアスピリットを抱きチャレンジするものと考えます。その精神に応じて環境を整えること、意欲的な農業者をひとりでも多く育てることも、我々の使命、役割ではありませんか。

私は、未来ある魅力ある川口市の農業を支える人材の創出、育成と、経済活動に大きな期待を寄せております。農業者にとって、夢と希望に満ちた農業であってほしいと願っています。その手段の一つとして、下限面積、別段の面積の参入障壁を下げるべきであろうと考えます。20 アールに引き下げてはいかがなものでしょうか。以上、下限、別段の面積を修正すべきではないかと、私の意見を申し上げさせていただきました。以上です。」

議長 「ただいま、茅野委員から、新規就農、あるいはまた、農地の有効利用を図るという意味で別段の面積を 20 アールにしてはどうかという提案がございました。

他の農業委員の皆さんにお伺いしたいと思います。今回、別段の面積を下げるべきというご意見ご要望が委員の皆さんのところにありましたでしょうか。あるいは、「変更の必要はないと思うかた」、「判断するには必要な情報がないので、この会議で結論を出すことは難しいと思うかた」等々、ご意見を受け賜りたいと思います。中田委員、いかがでしょうか。」

中田委員 「資料で見る限り 46.39%が 20 アール未満というのが現状ですか。」

事務局 「そうでございます。」

中田委員 「そうだとすると大多数の農家さんは、先ほど納税猶予の案件にもありましたが、1,800 m²で耕作していて、20 アールに満たない。それでやってらっしゃるかた、実際には 18 アールで経営的に成り立っているのであって、私は茅野委員の意見には賛成です。20 アールなのか、25 アールなのか、数字については現段階で早々に思いますが、やはり小口の農地でやっていくことを認める必要性がますます高くなっていくと思います。野菜を作るか、植木を作るか、生産するものによってかなり違いますので、その方が効率的に農地を使えて、選択肢が増えた方がいいと私は思います。」

議長 「中山委員、いかがでしょうか。」

中山委員 「経営的に成り立つのであれば、引き下げてもいいと思いますが、実態を把握できていないので、把握してから判断した方がいいのではないかと思います。」

議長 「小櫃委員、いかがでしょうか。」

小櫃委員 「判断材料が私の中で十分ではないので、きちんとした意見ではないのですが、気持ち的には、あまり下げるのは賛成ではありません。資料の 20 アールで、というかた、専業農家はほばいないのではないのでしょうか。」

事務局 「はい。」

小櫃委員 「20 アールで生計立てているということはない、生計立っていないと思います。不動産所得とか他の所得があっても、兼業農家で 20 アールで、農地保全という観点からいくと少し低めにして、兼業でもいいから農業をやっていただくというのもありかなという気持ちもあり、正直、結論はどちらとも、まだ今のところは。ただ、どうして下げたくない気持ちがあるかという、市街化調整区域内で、狭い面積で取得しやすくするのは賛成ですが、逆に市街化区域の中で権利のハードルを下げると、いずれ転用する目的で農地を取得しやすくなるのも、農地ではなくしようという目的で農地を買うことも出てくる懸念もあるのではないかと。まだ資料が少ないので、今のところ結論は出せません。」

議長 「続きまして、加藤委員はどうでしょうか。」

加藤委員 「農家は、農業やっている場合は、親子経営体になっているわけです。お父さんが亡くなると、結局、残された奥様と息子さんですか、その息子さんが今は農家をやらないでサラリーマンになっている。ちょっと 30 アールというのは、若い人が農家を継いでくれないという

ことになりますと、お母さんひとりでやるようなことになりますので、私は茅野委員のご意見に、自分も農家やっていますので、そういう状態になることが目に見えているような感じなので、後継者不足もありますので、ちょっと 20 アールぐらいにすれば残されたものが守っていけるといいますか、ちょっと 30 アールは一反多いと結構きついですよね。

ですから、20 アールくらいにして有効活用ができるような経営にしていけば、生活できるというのは、収入面とか考えたら農家だけということでは無理だと思いますが、小櫃委員がおっしゃられたように、農業以外の収入を得ているかたも川口市は結構多いと思いますので、10 アールくらい下げれば、有効に、草だらけにしないで耕作できる面積ではないかと思えます。」

議長 「ありがとうございました。加藤委員の発言で、今現在、営農している人が何らかの形で転用をして、30 アールを切ってしまったら、もう営農できないということではないと理解していますが、事務局いかがですか。」

事務局 「下限面積は、あくまでも農地を取得する場合の3条の許可に係る面積で、例えば現在、3,000㎡、農地30アールお持ちのかたが、一部転用して、3,000㎡を切っても、営農を続けることはもちろん大丈夫でございます。」

議長 「ですから、これは新規就農しようとする人が申請をするときなどの条件なんです。30アールは、既に営農しているかたは、それが下がっても営農できないわけではないので、現に今まで審議に上がってきて、実際に農地を持っているかたがどんどん農地を減らしていく。皆さんわかるように、毎回のよう審議に上がってきています。以前は50アールでしたが、50アール切ったかたがいっぱいいいた。別にそれを切っても、営農しているかたは別に問題ないという理解でいいかと思えます。事務局長、何か補足ありますか。」

事務局 「新規就農以外に現に農業をやっているかたが、新たに農地を取得しようとした場合も30アール条件がかかってきます。例えば、農地を20アールお持ちの既存の農家のかたが、あと5アールだけ買いたいということになると、30アール条件を満たさないで、その申請については許可できないということになります。新規就農だけでなく、既に農地を持っていらっしゃるかたが拡大する場合にも、30アールの適用があります。

すいません、ちょっと補足なんですが、先ほどから新規就農という話が出ておりますが、実は、農地法第3条の許可を受けて、まるまるゼロのところから、農地を30アール取得していきなり新規就農しようというかたは、あまりいらっしゃいません。

農地を取得することは、以前どおりハードルが高い状況ですが、借りることに限っては農地法3条以外で借りる色々な方法がございます。農業経営基盤強化促進法により利用権を設定する方法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を使う方法、実際、昨年度から今年度にかけてまして、新規就農者が1人いますが、そのかたは利用権を設定して農地を借りて、市内で就農を始めております。

以前に比べると色々な方法がございますので、新規就農が農地法第3条でないといけないということではございませんので、そのことはお伝えをさせていただきます。」

茅野委員 「今あの、事務局から借りてもできるのではないかという話がありました。確かにそのとおりです。現実的に営農していこうとする場合は、借りてとか、今言った農業経営強化促進法第18条の話をされてたんだと思いますが、これでやった場合には、貸主が期限が来れば返してくださいと言われて返さなきゃいけない。一生懸命やってきて、やっと芽が出た時に返してください。経営できなくなっちゃうね。だから、全てが借りてやるわけじゃないんだから、新規就農者がもっと幅広く、入口を広げてあげて、チャレンジしやすいような方法を行政は取るべきじゃないかっていう主張です。改定できる。」

議長 「新規就農の話が出てきましたが、ご存知のように農業委員会でも10年間、農業塾をやってまいりました。農業塾の目的は、当時私はいませんからわかりませんが、新規就農者を増やしていきたいということだったと思います。ところが10年もやって、新規就農に至ったのは1人か2人だったはずなんです。目的は達成できていないし、見込みもないから、手間暇かけて農業塾をやる必要がないということで、一昨年で休止といたしました。議会からもこの点については指摘を受けました。目的を全く達成できていないのに予算を使っているという監査の報告を受けて、休止とした経緯がございますし、これからの川口の農業を考えた時に、果たして新規就農者がいるのかどうかさえも、私は自信がございません。委員の皆さんがどうお考えなのか、後でご意見があれば伺いたいと思えますが、議事に戻りまして、早船委員にご意見をお伺いしたいと思えます。」

早船委員 「私も新規で農業をやろうとする人がいるのかなと思います。仮に 20 アールにしても、出てくるのかという疑問があります。知人で、実家から農地を相続して始めたが、狭い面積で経営として成り立っているのかなと思います。そういうこともあるので、狭くしたからいいということではないと思います。」

議長 「他にどなたかご意見ございますか。」

小櫃委員 「確認ですが、例えば自分の名義で 20 アール耕作していて、10 アールを借地で耕作していて、合計、耕作面積 30 アールでも大丈夫でしょうか。」

事務局 「耕作面積が 30 アールに達していれば大丈夫です。借りている、所有しているは混同して、30 アールで大丈夫です。」

小櫃委員 「例えば、借りているところを買って欲しいと言われて、30 アール耕作していれば買えるわけですね。」

事務局 「新たに買う、新たに借りるところを含めて 30 アールで大丈夫です。2,500 m²お持ちで、500 m²以上の農地を借りる、または買う場合であれば、取得後 3,000 m²、30 アールの面積要件をクリアしますので、取得することが可能になります。」

山岡代理 「20 アール借りていて、10 アール買うことも可能です。」

小櫃委員 「取得後に 30 アール以上でいいのですね。」

事務局 「大丈夫です。」

山岡代理 「リースでも満たせばいいんです。逆に、持っていないくて、20 アール借りていた。農家であれば、20 アール借りていて、10 アール買うとすれば 30 アール満たすから、10 アール買える。」

事務局 「はい。」

小櫃委員 「数字はともかく、変な話ですけど、持っていないくても、30 アールを借りて耕作していれば、改めて買おうとしたときに買えるわけですね。」

山岡代理 「そうです。」

小櫃委員 「何で確認したかということ、20 アールにしたから、ハードルを下げることも理解できますが、先ほどの借りる借りないの話もあるのですが、試しに 20 アールで新規就農してみて、経営がうまくいくようであれば、耕作面積を増やして買うということも。私の感覚からは、20 アールで農業だけで生計を立てるのはちょっと無理だと思います。例えば、テレビでやっているような田舎の方に行って生活、経費が全然、自給自足でかからないようなところならまだしも、川口市で 20 アールで生計を立てるとなると他に不動産所得などがなくなかなか難しい面積かなと。それを思うと、さっき言った 20、10 でもいいし、10、20 でもいいし、もし本当に取得しようと思えば、30 アールを借りて、耕作面積を 30 アールにしてから、買うということは、特段、大きなハードルではないのかも。もし農業経営をしっかりとやっていこうという意欲があれば全然高くないハードルだと私は思います。」

議長 「ありがとうございます。果たして 20 アールで営農ができるだろうか。健全経営ができるのかということ、皆様のご意見では、なかなか 20 アールでは難しいだろうという意見がございました。茅野委員にお尋ねしますが、今、20 アールに変更すべきだというご意見です。茅野委員に、営農者や関係団体等から、どの程度そういう要望が寄せられたのでしょうか。」

茅野委員 「特別要望はありません。」

議長 「そういう要望がなかったんですね。はい、どうぞ。」

茅野委員 「30 アールなら経営は成り立つけれども、20 アールでは経営が成り立たないとするならば、何か根拠は、具体的に何かありますか。」

小櫃委員 「私が言った意見に対してかもしれないですが、20 アールだから 30 アールだからということではなくて、30 アールでもやり方で、20 アールでもやり方で、特別付加価値の高いものを作ればいいのかもしいかなもしれないですけど、逆に言うと 20 アールだから 30 アールだからということではなくて、20 アールでももう少しやりたければ、30 アールにして、そこを買おうと思えば買えるわけです。先ほど借りたら返さなきゃいけないということもありますが、経営が成り立っていけば、借りていたけどおいおい買っていけるわけです。経営が成り立つか成り立たないか分からないところを、やっていくためにわざわざハードルを下げてやらなくても、30 アールのままでもやろうと思えば無理なくできる。30 アールの条件は、市街化調整区域以外を対象にならないのですか。」

事務局 「なります。」

小櫃委員 「そうなってくると、私は最初に言いました。別目的での買取りというか、いずれ転用する目的で、今農地で安いところを買い漁るようなことが増えるのではないかと懸念を。農地

保全から考えると、20アールにわざわざ下げて買い取らせなくても経営が成り立っていけば、借りながらいずれ自分の土地にしていくということ、30アールでも何ら問題はないのかなと感じます。」

茅野委員 「20アールに提案したのは、もともと2年1カ月くらい前の前期農業委員会の中で、下限面積を設定するにあたって、一定根拠がありました。その根拠が20アールというボーダーラインを示したわけですね。20アールというボーダーラインを示しながら、30アールというところに結果的に落ち着いてきたわけなんですけど、ボーダーラインが20アールあるのであれば、現在の本日いただいた資料でも出てるんですけど、参考数値の中に20アール未満ですでに46%からあるわけですから、何ら設定しても不思議じゃない。それを30アールにしてる。あわせて議長から言われた、新規就農者をね、このご時世20アールにしたって、そんな出てこないんじゃないのっていう話がありました。という、30アールだっただけ出ないんですよ。20アールでも30アールでも、それ指定することになっちゃうから下げるっていうこと自体が。だから、20アールとか30アールの話じゃないとするなら、これはもっと違う要因があるんでしょうけれども、少なくとも、少しぐらい窓口を広げてあげればね、チャレンジする人、農業に目を向けてくれる人がいるんじゃないかな。その30アールが、その法的に難しい、間違いだったのならいいんだけど、20アールだっただけ別にいいよと。現下の状況を鑑みれば、別に川口市だって20アールでいいじゃないか。理屈があるんだから、それで受け入れたらどうだろう。それと、中田委員が冒頭ご説明いただいたんですけど、25アールだっただけいいじゃないか、20アールまで下げないという話もあったと思いますが、それは事務局から説明いただいた、農地法施行規則17条で別段の面積の基準第1項第2号で、別段の面積の単位はアールとし、その面積が10アール以上であることっていう規定があるんですね。だからそれは10アール単位だよということで10アール単位で下げている。」

事務局 「10アール単位という条件はないと思います。」

茅野委員 「29でも28でもできる。」

事務局 「できなくはないと思いますが、その数字を出すことが難しいのかもしれないです。説明をする時に、やはりどうしても基準ということになりますと、キリ番ではないですけども、例えば、17という設定をすると、その17である説明を事務としてやるのが難しい。何で17なんだとなる。17でも20でも算定する方法としては一緒だと思います。心理的なものとか言いようがないと思いますが、一番小さい面積を10アールというキリのいい数字でまとめています。10アール以上に設定しなさいという決まりがまずあります。そうすると、それ以上にいくつを出すというときの、恐らく心理的なものだと思います。10刻みでやろうかなというのは、多分、その次の段階としては5刻みがあるのではないかと思います。それより細かいと説明のしにくさというところがあり、きちんと調べたわけではございませんが、今まで読んでいる限りでは、細かい17とか19とかやっちはいけないというルールまでは見つけていません。」

山岡代理 「皆さんのいろいろお話聞いて、それぞれお考えがあると思いますが、50アールから30アールに引き下げたのはちょうど2年前でしたか。結構議論しまして、30アールは一般的で、さいたま市も30アールと近隣市町村も鑑みながら、決定をしました。それともう一つ、農地の流動化ということを考えると、小櫃委員がおっしゃったように、3条で買って置いて、2年3年先には転用されてしまう、投機的になる市街化区域の農地が出るのではないかとこの心配もあるでしょう。しかし、川口市では410ヘクタールぐらいのところ市街化調整区域、その中に荒川河川敷など農地で使わない土地が結構あります。今の残っている市街化調整区域内の農地をある程度、都市農地として、市街化区域もそうだが、都市農地として緑地を環境を守るという観点から見ると、いずれは土地を流動化してあげることが必要なのかと。ある程度余裕のある人が転用しないで、農地として使ってもらえないと、市街化調整区域については、荒廃農地になってしまい、農地として使えないと、材料置場などに転用されてしまう。そうなるよりも、新規就農できるように、例えば、さいたま市の見沼田圃で、脱サラして野菜作って、スーパーと提携して、農家をやっているかたがテレビに出ていましたけど、見沼田圃の土地利用は農業だけなので、農業をやっていくというかたが新規参加できる。将来の土地の流動化を考えると、2年先の生産緑地の問題があり、見直しがある。しっかりと、時間をいただいてもう一度どれがいいのかを検討する必要があります。一概に、生産性、生産量を高めていき、経営できるかだけの議論であれば、たくさん面積がなければ経営できないでしょう。でも、都市環境、都市農地としての守り方には意味があって、下限面積の問題は色々

な考え方を取り入れて、もう少し時間を掛けて議論していただいたら、将来のために良いのではないかと私は思っております。」

- 5) 議長は、新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図り、換気を行うため5分間の暫時休憩を告げた。

暫時休憩

- 6) 議長は会議の再開を告げた。
7) 再開後の審議内容は以下のとおりである。

議長 「中村委員、発言をお願いします。」

中村委員 「生産緑地があと2年で期間満了になりますから、それから議論すればいいのかなと思います。近所で聞くと、もう10年できそうだからと、更新しています。一生懸命野菜を売っても、固定資産税を払うのが大変で、これから新規就農してやっていける人がいるのかなと思います。サラリーマン生活終わった後に、見沼田圃で色々野菜作って経営が成り立っているかたもいるのでやり方だとは思いますが、それ以上に農家は家とか他の固定資産税がとにかく多くて、生産緑地が節税対策になっている現状です。私は、もう2年くらい様子を見てもいいのではないかと思います。」

議長 「ありがとうございます。こうやって議論していくと、別段の面積の変更どころではなく、農地法、税制度、色々なお話が出て、どのように解決したらいいか分からなくなってしまうほどです。この面積を30アールに変更したのは、先ほど茅野委員が言われたようにおよそ2年前で、当時、私も山岡職務代理も会議に携わっています。本件は、法律上の基準を変えることで、一点目として、2年ちょっとの期間で変更してよいものかどうか、農業を取り巻く環境が大幅に変化したとか、下げないと問題が起こるといような要望があれば別なので、先ほど茅野委員にお尋ねしたのは、そういう要望がどの程度あったのかなと。それによつては、やはりなるべく早く結論を出すべきと考えますが、特にそういう要望はない。あくまでも、茅野委員の、これから先を見据えたときにこうあるべきだというご意見のようでございます。短期間のうちに法律上の基準を変えることは、営農者あるいは申請者から、何年前かは50アールだった基準が、なぜ30アールになったのかと思ったかたもいらっしやったと思いますし、これが2年ちょっとで20アールになると少し不公平ではないかということで、農業委員会に対する信頼感が薄らいでくるのかという心配をしております。

もう一点としては、我々委員の意見で議論して、その中で決めることは許されるかもしれませんが、やっぱり営農者の皆さん、あるいは農業を取り巻く環境にいらっしやるかたがたに、幅広く、委員の皆さん自身で色々聞いていただき、変更すべきか現状を把握していただく。事務局としては、色々な調査、8.1調査もありますので、そういった手段、調査をしっかりやってもらう。委員の皆さんが聴取した意見や要望と調査結果、この辺を踏まえて、変えるかどうかの審議をするのが本来のあり方で、ここでいきなり変えるんだという提案があつて、はい、そうですかと変えたときに、果たして本当にそれでいいのか。営農者の意見が全く無視されたことになることは、ちょっと問題だろうと。我々農業委員は、非常勤の公務員で、個人的な意見で決めるわけにはいかない。やはり、公人として、皆さんの意見があつて、必要があつて変えるという前提条件がなければ、私は会長として、この中で決めることは反対なんです。やはり決めるのであれば、営農者の皆さんの意見を聞いて、それを事実として掴んだうえで検討するという手続きにしたいと思いますが、そんなことをする必要はない、我々委員だけで決めればいいのかというご意見はございますか。」

茅野委員 「見識の高いお話をしていただきまして、一点それでは逆に私の方から質問させていただきたいのですが、前期農業委員会会議平成30年8月29日第16回川口市農業委員会会議とありまして、そこで30アールに設定される案が示され、設定をされました。その審議の際、設定の理由の一つとして、前期農業委員会委員による農業者の意見集約で、農業者の意見で約8割が30アールとしているというふうに言っています。そこで、意見集約方法についてお尋ねしたいんですが、集約方法、アンケート調査なのか、あるいは聞き取り調査だったのか、また調査対象の規模、範囲はどうであったのか、全農業者を対象とする全数調査を行ったのか。あるいは特定の農業者を対象とする抽出調査であったのか。それをぜひ示してください。なぜかって言いますと、いま議長がおっしゃられたことですよ。農業者の意見を多く聞きなさいよということですから、私も賛成なんです。その大きな声を聞くためにも多くの

声を聞くためにも、過去にこの 50 アールから 30 アールに変更してるわけです。このときの経過があるんです。その経過を示していただきたい。」

議長 「私は調査には、実務として携わっておりませんので、これについては事務局から、どんな意見集約をしたのか説明をお願いします。」

事務局 「30 年 8 月の農業委員会会議において使われました、意見の聴取方法でございますが、意見集約の様式を当時の事務局で恐らく作ったものだと思います。こちらを各農業委員の皆様をお願いして、各農業委員は、主にご自分の担当地区の中の支部長、元農業委員といったかたに、意見をお聞きいただいたようです。今もし必要であれば、匿名のスタイルにはなりませんが、当時の委員の意見をまとめたものがありますので、写しを準備して机上配付いたしますか。」

山岡代理 「当時、私もおりました。農業委員会では特に議論はしていませんでしたが、農業委員の間で、日常的に少し下げてもいいという話が出ていたので、それらを含めて、事務局長から説明があったとおり農業委員が何人かから話を聞いてきて、情報収集した事実を農業委員会で話した。茅野委員、個別に 1,000 人に聞いたということではないが、農業委員が地域代表ということで、自分の意見を出してまとめてもらった。正確にデータが出ているということではないんです。ちょっと調査すると、長期化してしまいます。茅野委員、中村委員も話されましたけど、生産緑地が、2022 年、1 年くらい先に、議論していると、すぐ 4、5 年経ってしまうが、その時までに内容を少し煮詰めておくため、色々な面で日頃から我々も啓発していった方がいい。今日結論を出すことはもちろん考えていないでしょうから、茅野委員からの提案があるということはしっかり受け止めて、会長も私も決めた場にいたから、今年すぐに変えちゃうというわけにもいかない。いずれは、こういう考え方が必要ということで、少し時間を貰った方がいい。もう一つ、市街化区域の農地は、当初の都市計画法上はいずれ開発する中に入っていて、開発されていってしまうんですよ。その後、50 年の中で、だんだん都市空間に緑も必要だということで市街化区域の中の農地も保全しなければいけない、農業者も守らないといけないだろうと、生産緑地を認めてきました。国の制度も、国土交通省は、最終的に農地は転用されて、開発されていくことが基本で、農林水産省は、一生懸命農地を守ろうとしている。川口市には市街化調整区域があるから、これをどう守れるかということ。無駄な土地を出すのであれば、新しいかたが市街化調整区域の農地を買って、商売のためではなくても、都市空間として農業、家庭菜園だってできれば、一つの見方として、こう考えていくことは必要なかと思えます。」

小櫃委員 「市街化調整区域で、100 坪で半分以上緑地面積を持てば、分譲住宅が許可できますか。」

事務局 「優良田園住宅のことだと思います。」

山岡代理 「600 坪を、100 坪単位で 6 区画、幅員 6m 以上の道路条件だったと思いますが、実績がありません。そういう話はあるんですが、できないのでは。」

小櫃委員 「先ほど意見を言って、うまく伝わるかわからないが、今現在、統計を見ても農地面積は減っているわけです。何故かという、高齢で後継者がいないとか、農業で生計が成り立っていないために、農地を転用している結果だと思います。だから、減らしている農業者は農地を買わないわけです。茅野委員が言ったように、新規就農者たちが買っていくしか、多分農地を新しく取得する人はそういう人たちしかいないと思います。一部の人は事業拡大で買うかもしれませんが、事業拡大で買う人たちは 20 アールでも 30 アールでも関係ない。新しく就農する人が買いやすいってことはすごくわかることで、特段、猛反対するわけではないんですが、新規就農者の 2 反、3 反というハードルの差は、農業で生計を立てていこうという人たちにとって、あまり関係ない数字というか、あまり取得しやすい、しづらいという感覚はありますが、農業で生計を立てている人にとっては、感覚的に変わらない数字です。だから、2 反でもいいのではないかという理屈にもなってしまいますが。」

山岡代理 「小櫃委員、この議論ね、今日だけで全部し尽くすことはできないから、改めて議論してもいいのではないかと思う。」

小櫃委員 「意見を言っているながら、私もどちらとも決めかねている。反対という意見ではないんです。」

議長 「これだけは意見として発言したいというかた、いらっしゃいますか。」

中田委員 「8.1 調査の時に、全農家に、例えば、20 アールに下げるのはどうですか、30 アールではどうですかと、アンケートを取ることは可能でしょうか。」

事務局 「8.1 調査は、全戸配布を行っていますので、そういった質問項目を入れることは、今年度は終了しておりますが、来年度以降であれば可能だと考えます。」

中田委員 「そういうことを踏まえて、継続審議で、前回は全戸調査ではなかったようなので、全体のアンケートを取って、大体どのくらいのかたが、どの程度、例えば、下げるとしたらどれ位がいいですか、下げるの反対ですかとか聞き方によりますが。それで、もっと下げるべきという意見が多かったら、当然その必要性が出てくると思います。議長がおっしゃるとおり、2年くらいで急に農業委員会だけで変えてしまうのはまずい、急ぎ過ぎるというか、そういうことは確かにありますし、継続的に、やるのであれば意見を集約した方がよい。」

茅野委員 「私が言いたかったことを言ってもらえました。継続審議にすればいいんじゃないんですかという。本当はね、時は金なりで。時間というのはお金と同じくらいの価値がありますから。」

議長 「それでは、だいぶ時間も経過しましたし、まとめというか、結論みたいなものを提案いたしますので、皆さんに考えていただきたいと思います。最後に継続審議という話もございましたが、今回の委員会会議の場では、別段の面積を20アールに下げるという提案に対しては、今回は変更しないということで、まずは決定させていただきます。次に、1年後にはまた委員会会議で、別段の面積を協議することになっておりますから、先ほどの中田委員の提案のように、皆さん自身も色々なところで、色々な意見聴取をしてもらおうということ。それから、8.1調査、その他調査できるものがあれば、その調査を通じて、別段の面積についての意見聴取をしてもらおうということにしたいと思いますがいかがでしょうか。」

8) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

1 0 連絡事項

- ・川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）の改定について
- ・家賃支援給付金の申請期間について

1 1 閉会

午前11時38分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第8回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和3年1月27日

議長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩